



盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

お盆期間中は、土日祝日と**8/13(火)**に、事務所をお休みいたします。

## 重要情報

### 1. 経営セーフティの損金算入制限

R6年度改正で、中小企業倒産防止共済事業（経営セーフティ共済）の損金算入制限が設けられました。契約解除日から2年経過する日までの間に再加入し拠出した掛金が対象で、R6.10.1以後に解除した契約が対象です。

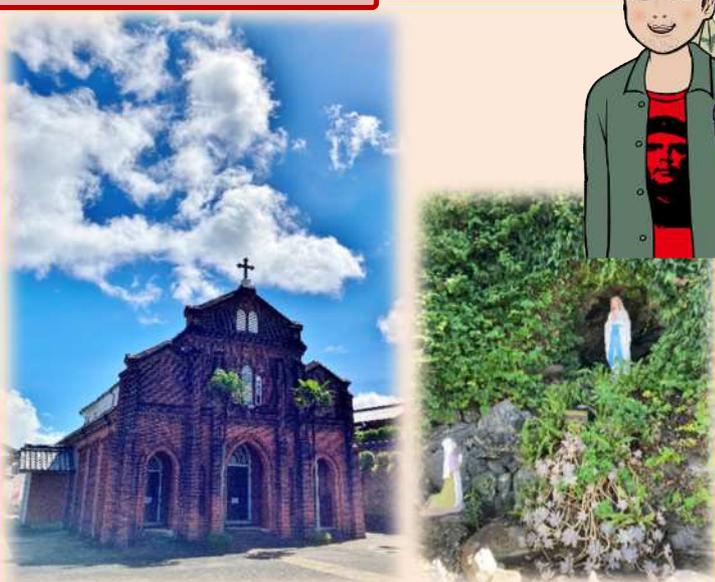
### 2. 相続取得の不動産の譲渡、特例選択に注意

相続により取得した実家を空き家として譲渡した際に、相続税の取得費加算(措法39)を適用すると、空き家3千万円控除(措法35の3)の適用が受けられません。措置法の特例は重複適用ができないため有利選択が必要です。

### 3. 令和6年分の国税庁路線価が公表

最高路線価は①銀座鳩居堂前4,424万円/m<sup>2</sup>(前4,272)、②大阪御堂筋2,024万円(1,920)、③横浜駅西口BT前通り1,696万円(1,680)。また、能登半島地震における地目別調整率表も公表されています。

## 元バックパッカー赤羽の



2022年五島列島絶景その⑤

福江島「楠原教会」(左) 福江島「水之浦教会マリア像」(右)  
ゴシック様式の楠原教会は下五島に現存する2番目に古い教会。水之浦教会とともに現在も信仰の家として利用されています。

## ☆事務所からの連絡☆

今年の夏季休業は**8/13(火)**を予定しています。業務スケジュール調整(6,7月決算や月次)でご迷惑をお掛けいたしますが何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

## 8月のイベント

- ・個人事業税1期納付
- ・個人住民税2期納付
- ・12月決算法人の中間納付

## 税金マメ知識

### ★非課税給与【通勤手当、社宅、奨学金】

会社が従業員に対して支給するものは金銭・現物問わず課税されますが一定のものは非課税です。通勤手当は距離に応じた所定額や実費まで、社宅は最低限の自己負担を求めている場合は、課税されません。会社が従業員に給与とは別に支給する「学資金」も非課税です。従業員(役員・従業員の親族等を除く)の学術又は技芸を習得するための資金であれば、職務遂行上直接必要なものであるかは問わないため、従業員が個人的に希望する大学院等の授業料や「就職前に借りた奨学金」の返済金なども含まれます。但し、特定の従業員に偏ると認められないため規程は整備する必要があります。

社会保険の対象に、通勤手当は含まれますが、社宅は現物給与と表程度の自己負担をしていれば対象外、学資金も給与と切り離して支給していれば通常は対象外です。

## 晩酌のじかん

今年の梅雨は不安定な空模様が続きます。亜熱帯のスコールみたいな豪雨に見舞われたかと思えば、梅雨明け前とは思えないくらいの猛暑が深夜まで続いたりして、気候変動の影響を実感します。昨年までは、窓を開けて晩酌していると、夜が深まるにつれて風がだんだん冷えて、盃の水

滴がポタリと落ちる風情がありましたが、今年でははやエアコン入れてビールです。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
☎:045-594-6541/☎:045-594-6540  
Mailto:[tax.akahane@ksk.red](mailto:tax.akahane@ksk.red)